

第6回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会 (書面開催)

開催日：令和7年5月 日

目 次

協議事項

- (1) 令和7年度上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会(法定協議会)
事業計画について【資料1】
- (2) 令和7年度上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会(法定協議会)
収支予算について【資料2】
- (3) 「上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会委員の報酬及び費用弁
償に関する規程」の一部改正について【資料3】

令和7年度上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会に係る 事業計画・収支予算の修正について

①事業計画の修正理由（資料1）

・第5回協議会における議論の中で、事務局案の事業計画について学識経験者から「シンポジウムの開催による本協議会の取り組みについて沿線住民に周知」ではなく、「沿線住民との懇談、意見交換が必要。互いに納得しながら進めていくプロセスが大事」との意見あり。

⇒上記意見を踏まえ、地域懇談会を令和7年度に3エリアで2回ずつ開催し、沿線自治体及び沿線住民の意識醸成につなげたい。

②収支予算の修正理由（資料2）

・想定していた国庫補助金の内示が、申請額の40%にとどまり、大幅な予算減となった。

・昨年度取りまとめた基本方針である【3社の経営・業務執行をサポートする体制(組織)づくり】の検討について、想定より時間がかかることが判明し、新しいサポート体制を反映した地域公共交通計画を策定することが、令和7年度中は困難であることがわかった。

⇒以上のことから、計画作成の実務にかかる費用を先送りすることとし、今年度は計画策定に向け、地域懇談会の開催及び、二次交通の連携等の調査・検討に注力し、減額された予算をカバーすることとしたい。

※令和8年度内に計画原案を作成する。

③報酬規程の改正理由（資料3）

・地域懇談会に参加いただく委員に対して報酬を支払うためには規程の改正が必要となるため、協議するもの。

（参考）「地域懇談会」の概要（開催時期、議題、詳細は今後検討）

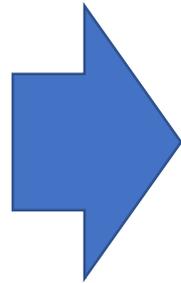
- 上信電鉄沿線の交通に関して広く意見交換を行う。
- 令和7年度に、2回（8月頃、令和8年2月頃）開催予定
- 予算も限られていることから、各市町村単独のみではなく、複数市町村での合同開催も想定。

令和7年度上信電鉄地域交通リ・デザイン推進協議会の事業計画の修正について

第5回協議会説明時

令和7年度上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（法定協議会）
事業計画（案）

名称・開催日	内 容
第6回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（法定協議会） <令和7年5月頃>	○令和6年度事業報告 ○令和6年度収支決算 ○令和7年度事業計画
第5回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会経営連絡分科会 <令和7年7月頃>	○地域公共交通計画策定検討
上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会シンポジウム（仮） <令和7年8月頃>	○協議会の取り組みについて沿線住民に周知
第7回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（法定協議会） <令和7年9月頃>	○第5回経営連絡分科会開催概要報告 ○地域公共交通計画検討
第6回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会経営連絡分科会 <令和7年12月頃>	○地域公共交通計画検討
第8回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（法定協議会） <令和8年1月頃>	○第6回経営連絡分科会開催概要報告 ○地域公共交通計画検討



修正後

令和7年度上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（法定協議会）
事業計画（案）

名称・開催日	内 容
第6回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（法定協議会） <令和7年5月頃>	○令和7年度事業計画 ○令和7年度予算 ※書面開催
第7回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（法定協議会） <令和7年6月頃>	○令和6年度事業報告 ○令和6年度収支決算
第5回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会経営連絡分科会 <令和7年7月頃>	○地域公共交通計画策定検討
上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会地域懇談会 <令和7年8月頃>	○協議会の取り組みについて沿線住民と懇談 ※3エリアで1回ずつ実施
第8回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（法定協議会） <令和7年9月頃>	○第5回経営連絡分科会開催概要報告 ○地域公共交通計画検討
第6回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会経営連絡分科会 <令和7年12月頃>	○地域公共交通計画検討
上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会地域懇談会 <令和8年2月頃>	○協議会の取り組みについて沿線住民と懇談 ※3エリアで1回ずつ実施
第9回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（法定協議会） <令和8年3月頃>	○第6回経営連絡分科会開催概要報告 ○地域公共交通計画検討

第5回協議会説明時

1 収入 (単位：円)

項目	前年度 予算額	予算額	増減	摘要
前年度繰越金		174,000	174,000	
負担金	10,076,000	14,163,000	4,087,000	【内訳】 ・群馬県 7,084千円 ・高崎市 3,272千円 ・甘楽町 719千円 ・富岡市 2,162千円 ・下仁田町 694千円 ・南牧村 232千円 <hr/> 計 14,163千円
補助金	9,900,000	14,162,000	4,262,000	国土交通省地域公共交通計画策定事業（広域）
諸収入		0	0	
合計	19,976,000	28,499,000	8,523,000	

2 支出 (単位：円)

項目	前年度 予算額	予算額	増減	摘要
会議費		0	0	
事業費	19,800,000	28,325,000	8,525,000	【内訳】 ・法定協議会（経営連絡分科会）運営補助及び 計画策定等に係る業務委託 25,504千円 ・シンポジウム開催 2,821千円 <hr/> 計 28,325千円
事務費	176,000	174,000	△ 2,000	振込手数料等
予備費		0	0	
合計	19,976,000	28,499,000	8,523,000	

* 支出予算の項目ごとについて過不足が生じた場合は、相互に流用できるものとする。

変更後

1 収入 (単位：円)

項目	前年度 予算額	予算額	増減	摘要
前年度繰越金		177,362	177,362	利息収入を含む
負担金	10,076,000	14,135,000	4,059,000	【内訳】 ・群馬県 7,070千円 ・高崎市 3,265千円 ・甘楽町 718千円 ・富岡市 2,158千円 ・下仁田町 693千円 ・南牧村 231千円 <hr/> 計 14,135千円
補助金	9,900,000	5,665,000	△ 4,235,000	国土交通省地域公共交通計画策定事業（広域）
諸収入		0	0	
合計	19,976,000	19,977,362	1,362	

2 支出 (単位：円)

項目	前年度 予算額	予算額	増減	摘要
会議費		0	0	
事業費	19,800,000	19,800,000	0	【内訳】 ・法定協議会（経営連絡分科会）運営補助及び 計画策定等に係る業務委託 ・地域懇談会開催
事務費	176,000	177,362	1,362	振込手数料等
予備費		0	0	
合計	19,976,000	19,977,362	1,362	

* 支出予算の項目ごとについて過不足が生じた場合は、相互に流用できるものとする。

「上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程」の一部改正について

資料3

改正前

(趣旨)

第1条 この規程は、上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会規約（以下「規約」という。）第3条の規定に基づき、上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会に出席（オンラインを含む）した委員の報酬は、別表に定める額とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の職員
- (2) 公共交通事業者及び関係団体の職員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

2 規約第5条第2項の規定により、臨時委員が協議会に出席した場合は、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定は、分科会にこれを準用する。この場合において、「委員」とあるのは「分科会の委員」と、「協議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(費用弁償)

第3条 次の各号に定める委員が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- (1) 学識経験者
- (2) 規約第5条第1項に規定する臨時委員その他の会長が特に指定した者

2 前項の規定により支給する旅費の額は、群馬県の例に準ずるものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

改正後

(趣旨)

第1条 この規程は、上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会規約（以下「規約」という。）第3条の規定に基づき、上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会に出席（オンラインを含む）した委員の報酬は、別表に定める額とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の職員
- (2) 公共交通事業者及び関係団体の職員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

2 規約第5条第2項の規定により、臨時委員が協議会に出席した場合は、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定は、分科会にこれを準用する。この場合において、「委員」とあるのは「分科会の委員」と、「協議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、会長が認める会議等にこれを準用する。この場合において、「協議会」とあるのは、「会長が認める会議等」と読み替えるものとする。

(費用弁償)

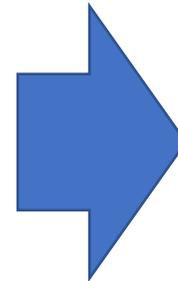
第3条 次の各号に定める委員が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- (1) 学識経験者
- (2) 規約第5条第1項に規定する臨時委員その他の会長が特に指定した者

2 前項の規定により支給する旅費の額は、群馬県の例に準ずるものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。



令和7年度上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会（法定協議会）
事業計画（案）

名称・開催日	内 容
<p>第6回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン 推進協議会（法定協議会） ＜令和7年5月頃＞</p>	<p>○令和7年度事業計画 ○令和7年度予算 ※書面開催</p>
<p>第7回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン 推進協議会（法定協議会） ＜令和7年6月頃＞</p>	<p>○令和6年度事業報告 ○令和6年度収支決算</p>
<p>第5回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン 推進協議会経営連絡分科会 ＜令和7年7月頃＞</p>	<p>○地域公共交通計画策定検討</p>
<p>上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協 議会地域懇談会 ＜令和7年8月頃＞</p>	<p>○協議会の取り組みについて沿線住民と懇談 ※3エリアで1回ずつ実施</p>
<p>第8回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン 推進協議会（法定協議会） ＜令和7年9月頃＞</p>	<p>○第5回経営連絡分科会開催概要報告 ○地域公共交通計画検討</p>
<p>第6回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン 推進協議会経営連絡分科会 ＜令和7年12月頃＞</p>	<p>○地域公共交通計画検討</p>
<p>上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協 議会地域懇談会 ＜令和8年2月頃＞</p>	<p>○協議会の取り組みについて沿線住民と懇談 ※3エリアで1回ずつ実施</p>
<p>第9回上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン 推進協議会（法定協議会） ＜令和8年3月頃＞</p>	<p>○第6回経営連絡分科会開催概要報告 ○地域公共交通計画検討</p>

変更前

令和7年度上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会
収支予算(案)

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

1 収入

(単位：円)

項目	前年度 予算額	予算額	増減	摘 要
前年度繰越金		174,000	174,000	
負担金	10,076,000	14,163,000	4,087,000	【内訳】 ・群馬県 7,084千円 ・高崎市 3,272千円 ・甘楽町 719千円 ・富岡市 2,162千円 ・下仁田町 694千円 ・南牧村 232千円 <hr/> 計 14,163千円
補助金	9,900,000	14,162,000	4,262,000	国土交通省地域公共交通計画策定事業（広域）
諸収入		0	0	
合計	19,976,000	28,499,000	8,523,000	

2 支出

(単位：円)

項目	前年度 予算額	予算額	増減	摘 要
会議費		0	0	
事業費	19,800,000	28,325,000	8,525,000	【内訳】 ・法定協議会(経営連絡分科会)運営補助及び 計画策定等に係る業務委託 25,504千円 ・シンポジウム開催 2,821千円 <hr/> 計 28,325千円
事務費	176,000	174,000	△ 2,000	振込手数料等
予備費		0	0	
合計	19,976,000	28,499,000	8,523,000	

* 支出予算の項目ごとについて過不足が生じた場合は、相互に流用できるものとする。

令和7年度上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会
収支予算(案)

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

1 収入

(単位：円)

項目	前年度 予算額	予算額	増減	摘 要
前年度繰越金		177,362	177,362	利息収入を含む
負担金	10,076,000	14,135,000	4,059,000	【内訳】 ・群馬県 7,070千円 ・高崎市 3,265千円 ・甘楽町 718千円 ・富岡市 2,158千円 ・下仁田町 693千円 ・南牧村 231千円 計 14,135千円
補助金	9,900,000	5,665,000	△ 4,235,000	国土交通省地域公共交通計画策定事業（広域）
諸収入		0	0	
合計	19,976,000	19,977,362	1,362	

2 支出

(単位：円)

項目	前年度 予算額	予算額	増減	摘 要
会議費		0	0	
事業費	19,800,000	19,800,000	0	【内訳】 ・法定協議会(経営連絡分科会)運営補助及び 計画策定等に係る業務委託 ・地域懇談会開催
事務費	176,000	177,362	1,362	振込手数料等
予備費		0	0	
合計	19,976,000	19,977,362	1,362	

* 支出予算の項目ごとについて過不足が生じた場合は、相互に流用できるものとする。

上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会 委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会規約（以下「規約」という。）第3条の規定に基づき、上信電鉄沿線地域交通リ・デザイン推進協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会に出席（オンラインを含む）した委員の報酬は、別表に定める額とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の職員
- (2) 公共交通事業者及び関係団体の職員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

2 規約第5条第2項の規定により、臨時委員が協議会に出席した場合は、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定は、分科会にこれを準用する。この場合において、「委員」とあるのは「分科会の委員」と、「協議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、会長が認める会議等にこれを準用する。この場合において、「協議会」とあるのは、「会長が認める会議等」と読み替えるものとする。

(費用弁償)

第3条 次の各号に定める委員が公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- (1) 学識経験者
- (2) 規約第5条第1項に規定する臨時委員その他の会長が特に指定した者

2 前項の規定により支給する旅費の額は、群馬県の例に準ずるものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和5年10月10日から施行する。

附則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。

別表（第2条）

区分	報酬	
学識経験者	日額	11,000円
委員	日額	5,500円

上信電鉄沿線地域交通り・デザイン推進協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 1～3 (略)</p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定は、会長が認める</u> <u>会議等にこれを準用する。この場合において、「協議会」とあるのは、「会長が認める</u> <u>会議等」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u> <u>この規程は、令和7年 月 日から施行する。</u></p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 1～3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>別表 (略)</p>